**【テーマ４】　地域福祉を推進します**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ◆関係部局や市町村との連携により第４期大阪府地域福祉支援計画［＊32］の着実な推進に向けた取組みを進めることにより、「地域共生社会」の実現に向けた更なる地域福祉の推進をめざします。◆市町村が実施するモデル的な取組みに対する支援等を通じて、新たな地域福祉推進のスキームの構築や普及を進めます。◆現に経済的に困窮している方や、ニート、引きこもりの方などに対して幅広く相談を受け付けるとともに、相談者の方の状況に応じ、日常的な生活から就労まで、幅広い支援を行うことができる仕組みづくりを目指します。◆地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネート機能を有する中核機関の設置等を行う市町村を広域的見地から支援することにより、大阪府内のどの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できる仕組みの構築をめざします。 |

|  |
| --- |
| **市町村における地域福祉の推進を支援援法に関する事業実施等活困窮者自立支援法に関する事業実施等** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■市町村における地域福祉の推進を支援**・市町村に対する技術的助言、先進事例や最新情報の提供、府と市町村において意見交換等を行うことにより、市町村地域福祉計画の着実な実施や改正社会福祉法に対応した計画改定に向けた支援を実施・特に、重点的に取り組むべき事項（災害時に備えた平常時からの支援体制の構築、成年後見制度の利用促進等）については、モデル的な取組みを行う市町村を支援するため、地域福祉推進モデル事業費補助金等も有効に活用しながら、新たな地域福祉推進のスキームを構築し、府内市町村への普及促進（スケジュール）・令和元年6～8月頃：市町村ヒアリング等を実施・令和２年３月頃：市町村地域福祉担当課長会議を開催 | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・市町村に対する技術的助言、先進事例や最新情報の提供、府と市町村において意見交換等を行うことにより、得られた課題や新たな地域福祉推進のスキームなどのノウハウを全市町村で共有することによる、地域福祉のさらなる推進 | 〇市町村における地域福祉の推進を支援した。・市町村に対して、地域福祉計画策定等にかかるアンケート（５月）及びヒアリングを実施（7、8月）。・好事例や最新情報の提供を行うため、市町村地域福祉担当課長会議（11月）を行った。・モデル的な取組を行う市町村を支援するため、関係部局とも連携しながら、地域福祉推進モデル事業費補助金の周知・説明等を行い、活用の促進を図った。＜R元年度補助金交付決定状況＞５市町①災害時に備えた平常時からの支援体制の構築（大阪狭山市、摂津市、熊取町、田尻町）②成年後見制度の利用促進等（大阪市）・モデル事業の紹介・普及を目的として、市町村地域福祉担当課長会議（３月）にて事業紹介資料を配布。(新型コロナウィルス感染拡大防止のため資料送付により対応) |
| **生活困窮者自立支援法に関する事業実施等困窮者自立支援法に関する事業実施等活困窮者自立支援法に関する事業実施等** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
|  | **■生活困窮者自立支援制度に関する事業実施等**・　福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援　　 任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを実施　①　市町村連絡会議等を開催し、府内自治体の先進事例の紹介や国の情報の提供、自治体職員の意見交換等を実施　②　全43市町村訪問を実施し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換　③　相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、相談支援員等従事者研修を開催するとともに、地域の実情に応じたノウハウの蓄積、地域間のネットワークの構築を図るため、市町村主体による地区別研修を開催。　　　相談支援等従事者研修の内容の充実を図るため、府内自治体担当者も参画した研修企画プロジェクトチーム（ＰＴ）会議を開催　④　生活困窮者及び生活保護受給者に対して行う就労支援に関する業務を、効率的かつ効果的に行うため、大阪府がイニシアティブをとって、11自治体により「広域就労支援事業」を実施、参加自治体及び委託事業者と情報共有（スケジュール）　①　令和元年6,10・2年3月：市町村連絡会議を開催　②　令和元年6～8月：全43市町村訪問を実施　③　元年6,8,11月・2年1月：従事者研修を開催令和元年度中：4地区において、市町村主体で地区別研修を開催　④　令和元年6,9・2年3月：参加自治体及び委託事業者が参画する全体会議を開催・　大阪府が実施主体となる郡部（島本町を除く9町村）における事業実施。必須事業に加え、全ての任意事業を実施　①　町村における庁内連携や他機関との連携を進めるため、池田・富田林・岸和田の各子ども家庭センターにおいて、町村等関係機関の担当者が出席した合同会議を開催　②　管内の全９町村を訪問し、実施状況に関する聞き取りと意見交換を実施し、町村の取組支援を充実③　平成30年6月8日に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」により、生活保護法が改正され、一部の規定が平成31年度以降順次施行されることから、法改正を踏まえて条例の制定や事業の推進に取り組むとともに、府内福祉事務所への情報提供等の支援その他必要な取組みを実施　（スケジュール）①　令和2年4月1日　改正法のうち、無料低額宿泊所の規制強化等に関する規程が施行　　 ⇒ 　無料低額宿泊所の最低基準に関する条例制定　　　　　（令和元年度中）②　令和3年1月1日　被保護者健康管理支援事業の創設等に関する規程が施行**（社会援護課で記載）** | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）[福祉事務所設置自治体支援/大阪府実施事業]・　任意事業の拡充や他機関との連携の推進等により、生活困窮者に対する自立支援策を強化　[福祉事務所設置自治体支援]・　府内自治体の自立相談支援員等の相談援助技術等を向上させ、効果的な支援を実施・　広域就労支援事業の実施により、参加自治体の就労支援のノウハウを蓄積（数値目標）[福祉事務所設置自治体支援]・　府内自治体の任意事業の実施率：80.0%以上・　広域就労支援事業の利用者数（郡部）：120人以上[大阪府実施事業]・プラン（自立支援計画）作成件数（人口10万人あたり）：8.0件/月 以上・学習支援受講者数：110人以上 | 〇福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援を行った。　・任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを行った。1. 市町村連絡会議を２回開催し、府内自治体の先進事例の紹介や国の情報の提供、自治体職員の意見交換等を実施した（６、９月）。
2. 全43市町村訪問を実施し、事業の実施状況等に関する聞き取り、意見交換を実施した（6～9月）。実施結果報告として取りまとめて、全市町村にフィードバックを行った(12月)。
3. 現場の声、課題を反映した府従事者研修を実施するため、研修企画PT会議を4回開催し、研修内容の充実を図った（５、７、９月、１月）。

研修企画PT会議の意見を踏まえた従事者研修を3回開催し、相談支援員等のスキル向上を図った（６月（初任者研修）、８月（ひきこもり支援研修）、12月（家計改善支援研修））(3月に予定していた地域づくり研修は新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止)。1. 広域就労支援事業を、大阪府も含めた11自治体により委託実施するとともに、本事業を推進するため以下の取組みを行った。
	1. 事業を円滑に実施できるよう、委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体及び委託事業者と情報共有を図るため、合同会議を２回開催した（５、10月）（3月に予定していた会議は新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止）
	2. 市町村連絡会議や市町村訪問を通じて事業の実施状況、効果等を情報提供し、情報共有した。

〈任意事業の実施率〉・府内自治体の任意事業の実施率：83.6％ 　　※平成30年度：78.6％　　・広域就労支援事業の利用者数（郡部）:延べ109人〇郡部において、必須事業に加え、全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施するとともに、以下の取組みを行った。1. 各子ども家庭センター主催で、合同会議を開催、各管内町村担当課及び関係機関の担当者が出席し、意見交換等を行い、連携を深めた（岸和田(9月)、富田林(11月)、池田(11月)）。
2. 全９町村を訪問し、意見交換等を行った（6～9月）。
3. 市町村連絡会議、従事者研修、町村訪問及び合同会議等を通じて、法改正の内容や留意点等を説明するとともに、町村調査を踏まえた次年度の支援会議運営等事業実施についての意見交換を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成30年度 | 令和元年度(4～12月) |
| プラン作成件数(人口10万人・1カ月あたり) | 　　 7.3件 | 　　　　7.7件 |
| 学習支援受講者数 | 　　 　　95人 | 　　　　　84人 |

〇法改正を踏まえた条例制定や事業の実施①「大阪府無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定（令和2年4月1日施行）②7月より、被保護者健康管理支援試行・準備事業を開始（池田・富田林・岸和田子ども家庭センターにおいて、保健所・町村連携。）・12月に、被保護者健康管理事業に係る調査・分析業務の委託契約を締結。令和２年2月26日に、健康管理支援対象者リスト等の納品を完了。 |
| **成年後見制度［＊33］の利用促進困見制度[＊30]の利用促進年後見制度[＊3９]　の利用促進** |
| **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（R2.3月末時点）＞** |
| **■地域連携ネットワーク［＊34］の構築や、そのコーディネート機能を有する中核機関の設置等にかかる市町村支援**　・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町村が講ずる措置を促進するため、各市町村の区域を超えた広域的な支援、必要な助言を実施　　①地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等について、モデル検討を行う「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を開催　　②地域連携ネットワークの構築や、そのコーディネート機能を有する中核機関の設置等について、市町村の状況を確認するため、市町村会議に参加　　③今後、認知症高齢者等の増加が見込まれるため、市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を推進　　④成年後見制度の利用促進について、新しいモデル補助金の創設により、更なる市町村支援を実施（スケジュール）　令和元年６月～：大阪府成年後見制度利用促進研究会会議開催（5回程度）　令和元年６月～：市民後見人養成講座開始随時　　　　　：成年後見の利用促進について啓発　　　　　　　　　　　（リーフレットの配布等） | ◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）1. ①　研究会における検討内容等を踏まえ、モデル的な事例となりうる市町村を選定し重点的に支援することで、市町村が講じる措置の促進

②　市民後見人や法人後見などによる成年後見制度の担い手を確保する市町村数の拡大（数値目標）市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を行う市町村数・令和２年度：30市町村（令和５年度：全市町村） | 〇広域的な支援、必要な助言を実施した。①　府内市町村における地域ネットワーク等の構築に向けた研究会において、中核機関の機能等について意見交換を３回実施。（6月～1月）（3月に予定していた第4回研究会の開催は、新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止した。）②　府内市町村ブロック会議への参加により、市町村の状況等を把握することができるよう、委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体に呼びかけをしていたが、3月に予定していた会議は新型コロナウィルス感染拡大防止のため中止した。③　成年後見制度の担い手の確保のため、社会福祉法人等に対し法人後見実施に向けて制度説明等を実施。④　地域福祉推進モデル事業費補助金の周知・説明等を行い、活用の促進を図った。※市民後見人をはじめとした地域住民の参画による権利擁護人材の養成を行う市町村数：23市町村 |